

## 第9章 屋外広告物に関する基本方針

### (1) 基本的な考え方

景観を構成するものの中に屋外広告物があります。屋外広告物は、わたしたちに必要な情報を伝えるだけでなく、街に活気や個性を与えるなど街の表情の一部になっています。

しかし、広告物の無秩序な掲出や、適正な維持管理が行われないと、その周辺の景観を損なってしまう要因となります。

本章においては、景観法第8条第2項第4号イの「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」として、屋外広告物に関する基本方針を示します。具体的な許可基準等は、ここで示す基本方針を踏まえ、別途、大分市屋外広告物条例等で定めます。

### (2) 基本方針

魅力ある景観を阻害せず、周囲と調和した屋外広告物の表示及び掲出を誘導するため、表示及び掲出にあたっては、以下の事項を基本方針とします。

#### (基本方針)

- ① 良好な自然景観を背景とする地域においては、海、山、川等の自然や地形等、自然景観を形成する要素との調和に十分配慮した屋外広告物の表示・掲出を図ります。
- ② 見晴らしの良い視点場や幹線道路や鉄道の車窓からの眺めなど、広域的な眺望と調和するとともに良好な眺望を阻害しないよう配慮した屋外広告物の表示・掲出を図ります。
- ③ 地域のランドマークなる歴史的建造物や歴史的な町並みなどの周辺では、そのシンボル性や歴史的雰囲気等に配慮した屋外広告物の表示・掲出を図ります。
- ④ 中心市街地や沿道型の商業集積地区においては、大規模で過剰な広告物でなく中心市街地の風格づくりや美しい沿道景観の形成に寄与する屋外広告物の表示・掲出を誘導します。
- ⑤ 住宅地や伝統的な農漁村集落など、身近な生活環境での落ち着いた町並み等を保全・形成するため、住宅地等と調和した屋外広告物の表示・掲出を図ります。
- ⑥ 良好な景観を保全するため、周囲の景観との調和を図ることが特に必要な地区は、大分市屋外広告物条例特別規制地区等を定め、地区の景観に即した屋外広告物の表示・掲出を図ります。
- ⑦ 周囲の景観に大きな影響を与えないよう、表示面積は必要最小限とし、数・設置位置は集約化を図ります。
- ⑧ 奇抜な色彩や多色使いによる派手なデザイン、蛍光色や反射材の使用は避けます。
- ⑨ デジタルサイネージは周辺の環境に配慮し、輝度を抑えることや、急激な色の反転等は避けます。

## 【推進編】第9章 屋外広告物に関する基本方針

### (参考1) 大分市屋外広告物条例の概要

大分市屋外広告物条例においては、市域を第1種許可地域と第2種許可地域、特定地域（特別規制地区）、禁止地域に分けており、それぞれの設置基準に合った広告物が、表示や掲出ができるようになっていきます。

ただし、自家用広告物で、広告物の面積が小さい場合などは、第1種許可地域と第2種許可地域、特定地域（特別規制地区）、禁止地域で許可を受けなくても広告物を出せる場合があります。

#### ■禁止地域

- 都市計画法により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、景観地区、風致地区、特別緑地保全地区、緑地保全地域、生産緑地地区（これらの区域うち市長が指定する区域を除く）
  - 文化財保護法の規定により指定された建造物及びその周辺で市長が指定する地域等
  - 大分県文化財保護条例の規定により指定された建造物及びその敷地等
  - 大分市文化財保護条例の規定により指定された建造物及びその敷地等
  - 森林法の規定により指定された保安林のある地域
  - 都市公園法に規定する都市公園及び社会資本整備重点計画法施行令に規定する公園又は緑地
  - 高速自動車国道及び自動車専用道路の全区間、道路の市長が指定する区間並びに鉄道等の市長が指定する区間
  - 道路及び鉄道等に接続する地域で、市長が指定する区域
  - 河川、湖沼、海浜、山及びこれらの付近の地域で、市長が指定する区域
  - 港湾、駅前広場及びこれらの付近の地域で、市長が指定する区域
  - 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、体育館及び公衆便所の建造物並びにその敷地
  - 博物館及び美術館の建造物並びにその敷地で、規則で定める基準に適合するもの
  - 古墳、墓地並びに火葬場の建造物及びその敷地
  - 上記に掲げるもののほか、市長が特に指定する地域又は場所
- ※自己の事業所・営業所の敷地内に出される自己の事業・営業に関する広告物については、基準内であれば、許可を受けて広告物を表示することができます。

#### ■第1種許可地域

- 禁止地域以外の地域であって、都市計画法により定められた地域のうち、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域（戸次本町地区地区計画地域を除く）の地域及び場所

#### ■第2種許可地域

- 禁止地域以外の地域であって、第1種許可地域以外の地域及び場所

#### ■特別規制地区・特定地域

- 大分城址公園周辺地区、大分駅南地区、鉄道高架沿線地域

(参考2) 大分市屋外広告物条例特別規制地区における基本構想等の概要

1. 大分駅南地区

◆ 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本構想

本地区は、大分市総合整備基本計画(平成7年4月策定)の中で「駅南・情報文化新都心」として位置づけられ、21世紀の新たな都市拠点の形成が期待されており、大分駅付近連続立体交差事業及び大分駅南土地区画整理事業に伴う駅前広場やシンボルロード等の公共施設整備により、良好な都市環境の形成及び高次都市機能の集積が計画されています。これらまちづくりの方向性を踏まえ、本市の中心市街地にふさわしい、ゆとりとうるおいにあふれた緑豊かな美しい地区の創出を目標に、地区の特性にあわせた広告物の表示及び掲出物件の設置を目指します。

◆ 広告物及び掲出物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項

- ア 必要最小限の広告数で効率よく配置する。
- イ 広告物の規模や派手さを抑え、落ち着いた形態意匠、色彩にする。
- ウ 駅前周辺、シンボルロード沿道、都心魅力回廊、都心居住地区などさまざまな顔を持つ本地区では、まち全体の統一感や地区ごとの個性が現れた美しく魅力ある都市景観の創出に向けたデザインとする。
- エ 突出広告物、自立広告物、壁面広告物は、建築物壁面の連続性と正面性の統一を確保する。
- オ 自立広告物は、歩行者の回遊性を配慮することや緑や街並み景観と調和した意匠デザインにする。

2. 大分城址公園周辺地区

◆ 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本構想

大分城址公園は、大分市の重要な歴史的シンボルであると同時に、都心部に残された数少ないまとまった緑であり、都心の貴重なオアシス的な空間となっています。

また、大分城址公園の周辺には大分県庁、大分市役所をはじめとして、大分中央警察署、大分地方裁判所、大分家庭裁判所、アートプラザなどの重要な公共公益施設が集中しており、大分県、大分市の行政機能の中心地ともなっています。これらは西側で都市計画道路大分駅新川線、南側で都市計画道路駄の原細線に面し、優れた形態意匠の建築物と年月を経た緑とが相まって風格ある街並みを形成しており、大分市の目抜き通りを演出しています。

一方で、大分城址公園の北側から東側にかけては、古くからの低層住宅と新しい高層住宅の入り交じった地区が形成されており、新しい都心居住の時代に向けて居住環境の維持と増進が望まれています。

このような特徴を持つ本地区では、「歴史を感じさせるゆとりとおもみがあり、水と緑のうるおいある成熟したまちづくり」を目標に、以下の街並みの形成に向け、地区の特性にあわせた広告物の表示及び掲出物件の設置を目指します。

- ア 大分城址公園に調和し、緑の印象豊かな落ち着いた街並みの形成
- イ 目抜き通りにふさわしい連続感と調和のとれた街並み景観の形成
- ウ 散歩や散策に適した、安心して楽しく歩ける界わいの形成

◆ 広告物及び掲出物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項

- ア 必要最小限の広告数で効率よく配置する。
- イ 広告物の規模や派手さを抑え、落ち着いた形態意匠、色彩にする。
- ウ 駅前周辺、シンボルロード沿道、都心魅力回廊、都心居住地区などさまざまな顔を持つ本地区では、まち全体の統一感や地区ごとの個性が現れた美しく魅力ある都市景観の創出に向けたデザインとする。
- エ 突出広告物、自立広告物、壁面広告物は、建築物壁面の連続性と正面性の統一を確保する。
- オ 自立広告物は、歩行者の回遊性を配慮することや緑や街並み景観と調和した意匠デザインにする。